

インドネシア最新法令 UPDATE Vol.22

インドネシアへの外国投資参入障壁の引き下げ（BKPM 規則 2025 年 5 号）

2025 年 10 月 7 日

弁護士 井上 諒一

インドネシア投資下流産業省・投資調整委員会（以下「BKPM」）は、許認可の基幹システム（OSS）を介したリスクベースの事業ライセンスおよび投資優遇措置の実施に関するガイドラインと手順を定めた BKPM 規則 2025 年 5 号を 2025 年 10 月 2 日に施行しました。本規則によって BKPM 規則 2021 年 4 号は廃止されました。

目次

1. 外国投資家による有限会社設立時の最低払込資本金の引き下げ
2. 最低投資額における緩和
 - (1) 飲食業
 - (2) EV 充電ステーション
 - (3) 資本集約型産業
3. 総論

1. 外国投資家による有限会社設立時の最低払込資本金の引き下げ

BKPM 規則 2025 年 5 号によって行われた最も注目すべき変更は、外資有限会社（Perseroan Terbatas Penanaman Modal Asing、以下「外資企業」）に対する最低払込資本金の引き下げです。

従前、外資企業の最低払込資本金は 100 億ルピア（約 9,000 万円）と規定されていました（BKPM 規則 2021 年 4 号 12 条 7 項）。しかし、新しい枠組みにおいて外資企業の最低払込資本金は 25 億ルピア（約 2,250 万円）に引き下げられました（BKPM 規則 2025 年 5 号条項）。

本変更により、外国投資家による外資企業設立に必要な最低払込資本金は BKPM 規則 2021 年 4 号施行前、すなわち 2021 年 5 月以前の状態に戻ったことになります。2021 年 6 月以降、最低資本金を理由にインドネシア進出を諦めてきた多くの日本企業にとって進出を再検討するきっかけとなる大きな変更です。

もっとも、インドネシア特有の投資金額については引き続き留意が必要です。投資金額については次の章を参照ください。

2. 最低投資額における緩和

最低投資金額とは、インドネシアの外資企業が、原則として、5 桁の KBLI 番号及び事業ロケーションごとに実施しなければならない土地・建物を除く 100 億ルピア（約 9,000 万円）の投資のことです（BKPM 規則 2025 年 5 号 26 条 2 項）。つまり、原則としては、KBLI 番号や事業ロケーションを 1 つ追加するごとに、追加で 100 億ルピアの投資額が必要です。BKPM 規則 2025 年 5 号は最低投資金額においてもいくつかの規制緩和を実施しています。

(1) 飲食業

従来より 1 事業ロケーションごとに土地・建物を除き 100 億ルピア（約 9,000 万円）の最低投資が必要でしたが、本変更により 事業ロケーションの定義が県（Kabupaten）または市（Kota）ごとになりました（同 2025 年 5 号 26 条 3 項 b、4 項）。この変更により、過去は同じ県内に 3 店舗保有していれば店舗ごとに 100 億ルピア（約 9,000 万円）の最低投資金額が必要だったものが、同じ県内に複数の店舗を運営した場合にも最低投資金額 100 億ルピア（約 9,000 万円）のままとなり、小規模な事業者でも事業展開が実施しやすくなりました¹。

(2) EV 充電ステーション

州（Provinsi）ごとに投資額が計算されるようになりました（同 2025 年 5 号 26 条 7 項）。よって、同州内に小規模な EV 充電ステーションを複数設置するという事業展開ができるようになり、より多くの外国投資家による EV 充電ステーション事業への投資が見込まれます。

(3) 資本集約型産業

原則土地・建物は投資金額に含まれませんが、以下に記載の一部の産業においては投資金額に計算されることになりました（同 2025 年 5 号 26 条 5 項）。

- ・ プロパティディベロッパー（建設、販売、リース）
- ・ 短期・長期宿泊施設提供者
- ・ 農業
- ・ プランテーション
- ・ 家畜生産
- ・ 水産養殖

3. 総論

BKPM 規則 2025 年 5 号により、外国投資家に対して最低資本金額と一部のセクターにおける最低投資金額要件の緩和が実施され、より多くの外国投資家がインドネシア投資を検討する契機になると考えられます。

¹ 実際の事業実施においては、事業ロケーションと取得する KBLI の両側面から最低投資金額を検討する必要がある点には留意が必要です。

本ニュースレターは、法務等に関するアドバイスの提供を目的とするものではありません。
具体的な案件に関するご相談は、弁護士等の専門家へ必ずご相談いただきますよう、お願いいたします。
また、本ニュースレターの見解は執筆者個人の見解であり、当事務所の見解ではありません。